

# 障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公開型プロポーザル

## 質問に対する回答

令和4年12月13日

本公募型プロポーザルの質問事項について、次のつぎのとおり回答します。

項目	質問及び回答
設計業務実績について (様式 2-1 及び 2-2)	(質問 1) 用途の欄には、確認済証に記載のある用途を記載することによろしいでしょうか？ (回答) 障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公開型プロポーザル参加申込書・技術提案書作成要領(添付 1)の 1, (1), ハ, (ニ), dを参照願います。 <抜粋> 用途欄には、上段に障害者施設の種類(施設の業務内容、種類がわかる程度、グループホーム、自立訓練施設、入所施設、就労継続支援型等)を、・・・
設計チームについて (様式 2-2)	(質問 2) 管理技術者と総合担当技術者を兼務したいと考えていますが、可能でしょうか？ (回答) 兼務は出来ません。 障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公開型プロポーザル実施要領 III, 2, (2), ①・②の記述のとおり、管理技術者及び総合の主任担当技術者の兼務は、構造の主任担当技術者のみとしています。
仮想配置図(高松園整備計画書 P.17)について	(質問 3) 仮想平面図について、室名等文字の判読が出来ないので、判読できる資料・PDFデータを配布していただくことは可能でしょうか？ (回答) 仮想平面図のPDFデータの配付は可能です。高松園現況配置図面のCADデータと同様に、Eメールでお申し込みください。 なお、仮想配置は狭隘用地での建設の可能性を検証したものであり、今後の建築計画を縛るものではありません。
高松園現況配置図面について	(質問 4) 敷地のCADデータをお送りいただくことは可能でしょうか？ (回答) 可能です。 当法人ホームページに記載のとおり、Eメールでお申し込みください。(JWW形式データになります。)
高松園整備計画書について	(質問 5) 高松園整備計画書の立案・作成にかかわった設計者は当プロポーザルに参加可能でしょうか？ また、差し支えなければ、高松園整備計画書の立案者はどなたが行ったのかご教示ください。 (回答) 高松園施設整備計画は、全て当法人内で作成したものです。
配置について	(質問 6) 新設建物の建設位置は、既存建物の南側の計画となりますが、宮城県建築基準条例第五条(崖付近の建築物)に該当するのでしょうか。 また、配置計画案は、宮城県と協議を行ったのでしょうか。 (回答) 過去数度の増築に伴う建築確認において、南側・西側の擁壁及び法面は、安全に支障がない擁壁、地質により倒壊恐れがない法面として建築確認がなされていることから、本計画に支障は無いと考えています。なお、宮城県との協議は、配置計画が未定のため行っていません。

開発行為について	<p>(質問 7) 今回の新設建物計画は、緑地面積変更等による開発行為の変更には該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、今回の設計業務に「開発行為の変更業務」は含まれておりませんが、検討・対応等が必要となった場合は、業務内容の変更対象項目と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>(回 答) 当該敷地は、都市計画区域外で1 ha 以下であることから、開発許可の対象とはなりません。</p> <p>また、今回の建築行為での区画形質の変更もないことから、気仙沼市開発指導要綱（1,000 m<sup>2</sup>以上）の対象外と考えます。従って、開発行為の申請関係は業務対象外とします。</p>
----------	---